

建設業フォローアップ相談ダイヤル受付状況(平成28年7~9月分)

相談の受付件数

- 平成28年7~9月の受付件数は41件。
- ブロック別の内訳は北海道1件、東北1件、関東29件、中部3件、近畿3件、四国1件、九州3件。

相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(34件(元請15件、下請15件、専門工事業者1件など))。他には、地方公共団体(1件)等からの相談があった。

主な相談内容その1

- 第1四半期に引き続き、社会保険未加入対策に関する相談が増加している(10件→15件)。また、品確法の運用指針に関する相談は4件であり、その内訳は、予定価格の適正な設定(2件)、歩切りの根絶(1件)、ダンピング対策の活用の徹底(1件)。その他は、新労務単価関係(2件)、建設業法全般(18件)などに関する相談が見られた。(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

<公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

【社会保険未加入対策について】

- ・ 当社は一次下請だが、二次下請の作業員名簿をとりまとめるに当たっては、個人情報保護の観点から、どの程度まで保険加入状況を確認すればよいのか。(7月・下請建設業者)
→ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、各作業員の保険加入状況の確認を行うに当たっては、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めることとされている。また、情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合にあっては、必要な資料を電子データで添付する方法により提示させることも可能である。
なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は、個人情報保護法上の「個人情報」に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱われたい。
- ・ 上請業者に法定福利費を内訳明示した見積書を提出したところ、金額交渉の場で、材料費等でほぼ同額の値引きをするように言われた。(8月・下請建設業者)
→ 下請負人の見積書に法令福利費相当額が明示され又は含まれているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成する他の費用(材料費、労務費、その他経費など)で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3に違反するおそれがある(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」より)。

相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダンピング対策の活用の徹底	1
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	15
	⑬ 新労務単価関係	2
	⑭ 建設業法全般	18
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	2

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

主な相談内容その2

相談内容に関連する国の制度・取組

<公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報>

【建設業法全般について】

・ 民間建設工事については、注文者の承諾を得れば一括下請負を行うことができると認識しているが、この認識に誤りはないか。(8月・その他)

→ 民間建設工事については、当該建設工事の元請負人が発注者の書面による承諾を得たときは、一括下請負を行うことができることとされている(建設業法第22条第3項)。ただし、建設業法施行令第6条の3に規定する共同住宅を新設する建設工事については、多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事として、一括下請負の禁止の対象となっている。

なお、建設工事における一括下請負の禁止については、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除する観点から、一括下請負の判断基準を明確化を図る必要があることを踏まえ、元請(発注者から直接請け負った者)、下請(それ以外の者)それぞれが果たすべき役割を具体的に定めた通知文書を、建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関に対し10月14日付けで発出したところ。

(http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000453.html)

<品確法の運用指針に関する情報>

【予定価格の適正な設定について】

・ 地方公共団体の発注した工事の設計変更にあたって、発注者側の担当者が契約変更の指示を書面ではなく口頭で行った。また、その金額については、受注者側の積算と乖離しているにもかかわらず取り合ってもらえなかった。(7月・下請建設業者)

→ 追加工事又は変更工事が発生したが、発注者が書面による契約変更を行わなかった場合は、建設業法第19条に違反する(「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」より)。

また、「運用指針」によれば、積算にあたっては「積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する」こととされている。

<その他の関連情報>

・ 国土交通省で実施されている下請債権保全支援事業について教えていただきたい。(7月・下請建設業者)

→ 「下請債権保全支援事業」は、中小・中堅下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図ることを目的とした金融支援策である。例えば、取引先の倒産により工事代金の支払いが現に滞り、又は滞るおそれのある場合等に、下請業者や資材業者が上請業者に対して有する債権(手形を含む。)について、ファクタリング会社(※)が支払保証を行うものである。

なお、債務者が経営事項審査を受けているなどの一定の要件を満たせば、下請回数に関係なく支払保証を受けることができる。

※ 原則として債権の譲渡を受けるものとして債権の支払を保証し、保証債務の履行及び当該債務の回収を行う者をいう。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000033.html)

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダumping対策の活用の徹底	1
	④ 適切な設計変更	0
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	0
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	0
契約に係る情報	⑫ 社会保険未加入対策	15
	⑬ 新労務単価関係	2
	⑭ 建設業法全般	18
	⑮ 元下関係	0
その他	⑯ その他	2

※上記①~⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。